

ニュースレター

今年から8月11日が、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として、国民の祝日「山の日」となりました。これを機に山のレジャーを楽しんでみるのもよいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



深川経営労務事務所

福岡県福岡市博多区比恵町11-7-701
TEL : 092-409-9257 / FAX : 092-409-9258



精神障害による労災請求件数が過去最多を更新

長時間労働や仕事のストレスによって過重な負荷がかかり、従業員が脳・心臓疾患や精神障害を発症するケースが増加しています。先日、この労災請求状況に関する平成27年度の集計結果が厚生労働省より発表されました。以下ではこの内容についてとり上げましょう。



1.脳・心臓疾患の労災補償状況

脳・心臓疾患の労災請求件数は795件となり、前年の763件から32件増加しました。一方、支給決定件数は251件と、前年の277件から26件減少しています。支給決定件数について業種別にみていくと、「運輸業、郵便業」が全体の4割近くを占め、「卸売業、小売業」、「製造業」と続いています。

2.精神障害の労災補償状況

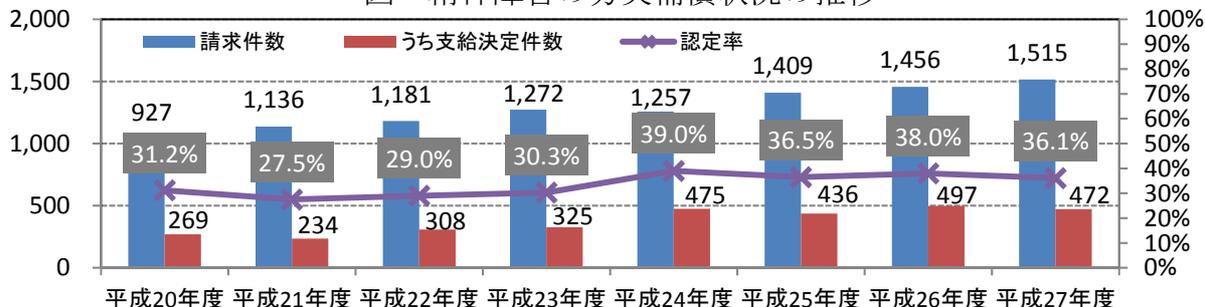
精神障害の労災補償状況は下図のとおりです。平成27年度の請求件数は1,515件となり、前年の1,456件から59件増加し、過去最多となりました。一方、支給決定件数については472件となり、前年の497件から25件減少したものの高止まりしています。また認定率については36.1%となっており、申請の3件に1件の割合で労災として認定されています。このうち、支給決定件数を具体的な出来事別に分類すると、上位項目は次のとおりとなっています。

- ①仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった（75件）
- ②（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた（60件）
- ③悲惨な事故や災害の体験、目撃をした（45件）
- ④1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った（36件）

3.支給決定と時間外労働時間数

支給決定と時間外労働時間数（1ヶ月平均）の関係を確認しておくこと、脳・心臓疾患については支給決定のうち、80時間以上の時間外労働時間があった件数が225件と全体の約90%を占めています。一方、精神障害については、80時間以上の時間外労働時間があった件数は192件であり全体の約40%、80時間未満の時間外労働時間数であった件数が202件と全体の約42%となり、時間外労働が少ないから支給決定されないというわけではないことが分かります。

図 精神障害の労災補償状況の推移



精神障害の中で労災認定された要因としては、仕事の変化と嫌がらせ、いじめといったいわゆるパワーハラスメントが上位を占めています。そのため、仕事の内容が変わったり、同僚の退職等で業務量が増えたりするなど大きな変化があるときには、定期的に過重な負担となっていないか面談を行ったり、パワーハラスメントの研修を行うなどの予防措置の実施が求められます。



採用選考時に 配慮が求められる事項

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

これまで総務が中心となっていた採用面接について、今後は各部署が中心となって行うように変更する予定です。何か注意しておくべきことはありますか？



総務部長

採用選考に、応募者が共に働くことになる部署の意見を、反映させようということですね。注意点はいくつかありますが、ここでは採用選考時に配慮すべきことを確認しておきましょう。採用選考の過程では、適性或能力を判断するために、応募書類を提出させたり、面接を行ったりします。このようなときに、「本人に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項」については、書かせたり、尋ねたりしてはいけないことになっています。



社労士

具体的にはどのような内容になりますか？

はい、「本人に責任のない事項」とは、本籍や出生地に関することや、家族構成、家族の勤務先や地位・学歴等になります。これらが確認できる戸籍謄（抄）本や住民票の写し等の提出を求めることも、問題となります。そして、「本来自由であるべき事項」とは、宗教に関することや支持政党に関すること等が挙げられます。



なるほど。あまり気軽に質問をしないように、あらかじめ周知しておきます。



そうですね。一般的によく行われる質問として「尊敬する人は誰ですか？」というものがありますが、厚生労働省では、この尊敬する人物についても本来自由であるべき事項のひとつとしています。



そうですか。私自身、それは知りませんでしたので、認識を改めておきます。



また、雇入れ時に健康診断を実施する義務が会社にはありますが、健康診断の結果はあくまでも採用後の配置に利用するものとなっています。採用選考段階で、合理的・客観的に必要性が認められない健康診断を実施することは認められません。



いろいろな制限があるものですね。行き過ぎた対応がないように各部署へ注意喚起をしておきます。



その他、近年はLGBTなどの性的マイノリティを差別しない取組が、日本でも始まっています。まだまだ理解が進んでいない現状ですが、障害者や難病のある人も含め、予断や偏見で採用においての差別が起こらないよう求められていくのでしょうか。



難しい問題ですが、まずはそのような現状があることの認識を広めるところから始めようと思います。



【ワンポイントアドバイス】

1. 採用選考時には、「本人に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項」に関して、面接で尋ねることのないようにしなければならない。
2. 今後、採用選考段階において、障害者、難病のある人やLGBTなど特定の人を排除しないような取組が、より強く求められるようになる。



今後対応が必要となる 有期契約労働者の無期転換ルール

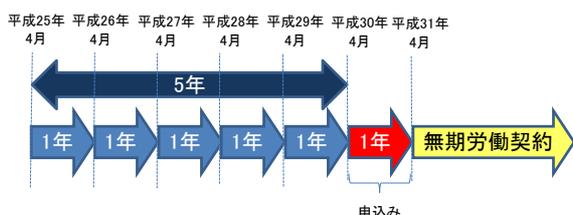
契約社員やパートタイマーなど期間の定めのある労働者（以下、「有期契約労働者」という）を活用している企業も多くあると思いますが、平成25年4月より改正労働契約法が施行され、この有期契約労働者の雇用期間が通算して5年を超え、労働者が申込みを行うことにより無期労働契約に転換できる制度が設けられました。今後の労務管理に大きな影響が予想されることから、改正内容と対応について確認しておきましょう。



1.無期転換と対応の選択肢

この無期転換は、平成25年4月1日以降に始まった有期労働契約が反復更新されて通算5年を超える人が対象になります。例えば、下図のように、平成25年4月より1年更新で契約していた場合には、雇用期間が通算5年を超える平成30年4月に無期転換の申込みができるようになります。なお、この無期転換は自動的に切り替わるものではなく、労働者からの申込みにより次の契約から無期契約に変わります。

平成25年4月より1年契約で更新していた場合



企業の対応として、有期契約労働者の無期転換を受け入れていくケースと、あくまでも有期契約として人材を活用するケース等が考えられますが、後者の場合には、最終となる契約更新の際にその契約で雇止め（契約更新をしないこと）とすることを伝えることが望ましい対応となります。そのため、上図の例では、平成29年4月の契約更新時に伝えることが望まれるため、企業の方向性を早めに決

めておかなければなりません。なお、雇止めの有効性は個別の判断となりますのでご注意ください。

2.整備が求められる 無期転換者への対応

この無期転換は有期契約労働者を正社員にするものではなく、あくまで有期契約が無期契約に変わることを指しています。この場合の、その他の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、就業規則等に特段の定めがなければ従来の内容と同じとなり、例えば1日4時間、週3日勤務の契約であればこのままになります。

今後、無期転換に申込みが発生することを想定すると、企業としては、無期転換の申込みについて、どこへ、どのように行うのか社内手続きを決めたり、その他の労働条件を変更する場合であればその内容を決め、就業規則等に記載しておく必要があります。併せて、この無期転換となった人に適用する就業規則を準備しておくことがあり、有期契約労働者の就業規則を変更して適用できるようなのか、新たに作成するののかといった検討が必要です。

無期転換を行った人については、定年の定めがあればその定年年齢まで雇用することになります。企業として長期雇用が前提になることから、無期転換にあたってその他の労働条件を定める必要があるか、早めに検討しておくことが求められます。



8月より雇用保険の 介護休業給付金が 変更されました



家族を介護するために介護休業を取得した場合で、一定の要件を満たした場合には、雇用保険から介護休業給付金が支給されます。この介護休業給付金が、8月から変更となりました。

1. 引上げとなった支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%とされていましたが、平成28年8月からは、67%に引き上げられました。対象になる休業は、平成28年8月1日以降に開始したものであり、7月31日までに開始しているものは、これまでどおり40%となります。なお、8月1日以降に再度開始した介護休業については67%となります。

今回の変更により、休業開始時賃金日額1万円の従業員が3ヶ月（1ヶ月を30日とする）の介護休業を取得した場合には、支給総額は36万円から60万3千円に増額となります（下図参照）。多くの企業で介護休業中は賃金を支給しないという取扱いが行われているかと思われまますので、この引上げは介護休業取得者の所得補償として、かなり大きなものになります。

※賃金が支給される場合には、介護休業給付金の一部が減額され、または、支給されない場合があります。

2. 支給回数の制限の緩和

介護休業給付金は、これまで同一の対象家族について、同一の要介護状態を介護するための休業について1回のみを支給対象としていました。今回、この取扱いも緩和され、対象家族1人につき3回までの休業に対して支給されることになりました。

3. 賃金日額の上限額の変更

介護休業給付金の支給額は休業開始時の賃金に基づき決定されますが、この休業開始時の賃金には、上限額が設けられています。上限額は、一定の年齢ごとに区分された雇用保険の賃金日額の上限額をもとに決められていますが、これまでの「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」（A）から、平成28年8月1日以降に開始した介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」（B）を適用することになりました。一般的には、AよりBが高くなっており、上限額に達するような賃金額が支給されていた場合、休業開始時の賃金が高くなるため、介護休業給付金の額も高くなります。

図 支給額の比較



平成29年1月には改正育児・介護休業法が施行され、介護休業の分割取得等が認められることとなります。今回の介護休業給付金の支給率の引上げは、改正育児・介護休業法よりも先行して行われるような内容になっています。



データでみる消費者の意識



平成28年6月に、消費者庁から消費者意識基本調査の結果（※）が発表されました。ここではその結果から、消費者の意識についてみていきます。

商品を選ぶときに意識すること

上記調査結果から、消費者が商品やサービスを選ぶときに意識することをまとめると、表1のとおりです。

よく意識する（常に意識する、よく意識する、の合計）割合が高い項目は価格、機能、安全性の順で、この3つが80%以上の回答となりました。一方、あまり意識しない（たまに意識する、ほとんど・まったく意識しない、の合計）項目では、経営方針や理念、社会貢献活動が80%を超えました。また、広告、特典（ポイントカード、景品等）、商品やサービスが環境に及ぼす影響の3項目も60%を超えています。

【表1】商品やサービスを選ぶときに意識すること（%、6,513人）

	よく意識する	あまり意識しない
価格	92.9	6.9
機能	89.8	9.9
安全性	83.5	16.2
広告	32.2	67.3
ブランドイメージ	39.8	59.6
評判	59.5	39.8
特典（ポイントカード、景品等）	37.1	62.3
購入（利用）時の説明や対応等の接客態度	57.4	42.0
苦情や要望に対する対応	44.7	54.6
商品やサービスが環境に及ぼす影響	37.0	62.3
経営方針や理念、社会貢献活動	19.0	80.4

消費者庁「平成27年度消費者意識基本調査」より作成

消費者として心掛けていること

次に消費者として心掛けていることをまとめると、表2のとおりです。

回答の割合が最も高かったのは、表示や説明を十分確認し、その内容を理解した上で商品やサービスを選択するで、78.4%となりました。これに次ぐ、個人情報の管理について理解し、適切な行動をとるも、63.2%と高くなっています。

商品やサービスを提供する企業は、消費者がどのようなことを意識し、また、心掛けて行動しているのかを常に認識し、活動していくことが大切です。

【表2】消費者として心掛けている行動（%、6,513人）

	心掛けている	心掛けていない
表示や説明を十分確認し、その内容を理解した上で商品やサービスを選択する	78.4	7.1
個人情報の管理について理解し、適切な行動をとる	63.2	13.7
環境に配慮した商品やサービスを選択する	53.2	16.9
商品やサービスについて問題があれば、事業者へ申立てを行う	50.3	23.2
ライフステージや経済状況の変化等、将来を見通した生活設計を考える	50.0	21.7
トラブルに備えて、対処方法をあらかじめ準備・確認しておく	37.2	30.7

消費者庁「平成27年度消費者意識基本調査」より作成

（※）消費者庁「平成27年度消費者意識基本調査」

平成27年11月に行われた、全国の満15歳以上の日本国籍を有する者から抽出した10,000人を対象にした調査です。有効回答率は65.1%となっています。詳細は次のURLから確認できます。http://www.caa.go.jp/adjustments/index_16.html



メール送信の基本



メールはとても便利ですが、使い方を間違えれば信用をなくしかねないツールでもあります。ここでは、メールを作成・送信する上で気をつけたいことなどをお伝えします。

件名と本文

件名は「簡潔・具体的」がポイントです。本文の内容が分かるような適切な件名をつけましょう。

本文は、内容を簡潔に記載すると共に、相手を読みやすい文章を心掛けましょう。長文の場合は、予め断っておくと読む側も心構えができます。文章は適度に改行し、行数が多くなる場合は段落ごとに空行を入れます。なお、1行の文字数は35文字を目安にするとよいでしょう。

宛先の指定と署名

宛先の指定方法は、以下の3種類があります。

○ To

直接メールを送りたい相手を宛先に入れて送ります。該当する人が複数人いる場合は、宛先が複数になることもあります。

○ Cc

Carbon Copyの略で、複写の意味を表します。メインの送信先以外に「念のため知っておいて欲しい」という相手を選択し、参考や情報共有のために使います。Ccに入力されたメールアドレスは、他の受信者にも表示されます。

○ Bcc

Blind Carbon Copyの略で、用途としてはCcと同じと考えて問題ないでしょう。ただしBccに入力されたメールアドレスは、ToやCc、他のBccでの受信者にも一切表示されま

せん。そのため、お客様宛に伝える内容を上司にも知っておいて欲しい場合などに使います。また、面識のない複数の相手にメールを送る場合にも便利です。

署名は、送信者を明らかにして連絡を取りやすくするために、会社名、部署名、氏名、電話・FAX番号、住所、メールアドレス、ホームページアドレスなどを記載するのが一般的です。

メール作成は「メモ帳」に

メールの作成中に何かの拍子で本文が消えてしまわないように、また、作成途中に誤って送信ボタンを押してしまうことのないように、メールは「メモ帳」などで作成するようにするとよいでしょう。

安易に転送をしない

メールの安易な転送はやめましょう。その一番の理由は「個人情報流出」の防止です。メールの内容を誰かに共有したい時、転送が簡単な方法ではありますが、意図しない情報漏えいをしてしまう可能性があります。特に社外の人にメールを転送する場合、本当にそのすべてを知らせてよい相手なのかどうか考えた上で、必要な時、必要な分だけ転送しましょう。

送る前に必ず見直しを

メールを送信する前には、必ず見直しをしましょう。一度送ってしまうと取り消すことはできません。送信前には必ず確認しましょう。

メールはビジネス上では欠かせないツールとなっています。だからこそ、受け手のことを考えたメールを送るように心掛けたいものです。

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2016年 8月

お仕事備忘録

1. 個人事業者の税金の納付

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

3. 賞与所得税の納付

4. 熱中症対策

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。
納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。
また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。 例 ・個人事業税（第1期分） ・個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分の納付も忘れないようにしましょう。

4. 熱中症対策

暑さのピークを迎えるこの時期は、引き続き熱中症対策が重要です。具体的な対策は、厚生労働省などが発行しているリーフレットを参考に行うとよいでしょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆配達物の扱い
休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。
- ◆福利厚生管理
休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。
- ◆パソコン等のデータバックアップ
休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょ。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。
事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ・なるべく早く送ること
- ・葉書でも充分
- ・お礼状は、“出す”ことが肝心
- ・「ついでお礼・・・」は厳禁

お礼状の書式例

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇様

〇〇株式会社
〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご惠贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、お身体ご自愛下さい。

敬具



2016.8

夏季休暇がある場合には、夏季休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	月	仏滅	
2	火	大安	
3	水	先勝	
4	木	友引	
5	金	先負	
6	土	仏滅	
7	日	大安	立秋
8	月	赤口	
9	火	先勝	
10	水	友引	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	先負	山の日
12	金	仏滅	
13	土	大安	
14	日	赤口	
15	月	先勝	
16	火	友引	
17	水	先負	
18	木	仏滅	
19	金	大安	
20	土	赤口	
21	日	先勝	
22	月	友引	
23	火	先負	処暑
24	水	仏滅	
25	木	大安	
26	金	赤口	
27	土	先勝	
28	日	友引	
29	月	先負	
30	火	仏滅	
31	水	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで